

○国立大学法人筑波技術大学ホームページ管理・運用規程

平成17年10月3日
規程第35号

改正 平成23年5月25日 規程第40号

国立大学法人筑波技術大学ホームページ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学ホームページ(以下「本学ホームページ」という。)の適正かつ円滑な管理・運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学ホームページは、本学の諸情報をネットワークを利用して学内外に積極的に公開することを目的とする。

(構成)

第3条 本学ホームページは、全学の情報等を掲載するページ(以下「全学ホームページ」という。)並びに産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科、障害者高等教育研究支援センター、保健管理センター、附属図書館、情報処理通信センター、附属東西医学統合医療センター及び各学科・専攻(以下「学部等」という。)で開設するページ(以下「学部等ホームページ」という。)により構成する。

(全学ホームページの内容)

第4条 全学ホームページに掲げる内容は、次のとおりとする。

(1) 大学情報

- ア 大学概要
- イ 教育研究に関する情報
- ウ イベント情報
- エ ニュース
- オ その他 広報室が必要と認めるもの

(2) 学部等ホームページへのリンク

(3) 学外機関へのリンク

(全学ホームページの管理・運用)

第5条 全学ホームページについては、広報室が管理・運用を行うものとする。

(学部等ホームページの内容)

第6条 学部等ホームページに掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 学部等の概要及び案内に関する情報
- (2) 学部等の教育研究活動等に関する情報
- (3) その他当該ホームページを開設する学部等が必要と認めるもの

(学部等ホームページの管理・運用)

第7条 学部等ホームページについては、当該ホームページを開設する学部等が、そ

の責任において管理・運用を行うものとする。

(情報を開示する者の資格)

第8条 本学ホームページを通して情報を公開できる者は、広報室又は学部等ホームページを管理・運用する組織が必要と認める者とする。

(遵守事項)

第9条 情報を開示しようとする者は、適切かつ正確な内容に配慮し、最新情報の提供に努めるとともに、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する内容の掲載
- (2) 営利を目的とする内容の掲載
- (3) 特定の政党又は宗教団体に係る活動に関する内容の掲載
- (4) 個人又は団体等に係る虚偽・誹謗中傷に関する内容の掲載
- (5) 人権及びプライバシーを侵害する個人情報に関する内容の掲載
- (6) 著作権の侵害等法令に抵触する内容の掲載
- (7) 情報資源への不法侵入等を目的とするプログラム及び情報の掲載
- (8) その他広報室が不適切と判断する内容の掲載及び行為

(遵守事項違反への対応)

第10条 広報室は、前条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったときは、直ちに当該ホームページの一時的公開停止、当該ホームページに係るリンクの一時的解除、当該内容の削除等必要な措置を講ずることができるものとする。

2 広報室は、学部等ホームページに係る前項の措置を講じた場合は、当該学部等の長及び当該学部等ホームページの管理・運用の責任者(以下「学部長等」という。)に対してその旨を連絡し、当該違反行為に係る調査及び解決を指示するものとする。

3 学部長等は、前項の連絡及び指示を受けたときは、当該学部の連携により、速やかに当該違反行為について調査し、当該学部等の判断に基づき違反行為をした者に対する指導を含めて解決に当たるものとする。

4 学部長等は、当該違反行為について解決したときは、その調査の結果、解決のために講じた措置を、文書により広報室に報告しなければならない。

5 広報室は、学部長等からの報告を検討し、承認をしたときは、第1項に定める措置の解除等を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本学ホームページの管理・運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。